

平成30年8月6日

特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会

第6回意匠制度小委員会議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 委員長挨拶	1
3. 委員紹介	1
4. 特許庁長官挨拶	3
5. 議事の運営等について	4
6. 議 題	
①意匠制度の見直しの検討課題について	5
②意匠制度の見直しの検討課題に対する提案募集について	25
7. そ の 他	27
8. 閉 会	32

開 会

○川上制度審議室長 それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第6回意匠制度小委員会を開催させていただきたいと思えます。

本日は御多忙の中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます特許庁制度審議室長の川上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入るに際しまして、委員の皆様にお願ひがございます。御発言をいただく際ですが、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、指名されましたらできるだけマイクに口元を近づけて御発言いただくようによろしくお願ひいたします。

本小委員会の委員長につきましては、事前に委員の皆様の互選で北海道大学大学院法学研究科教授の田村善之委員を御指名いただいております。田村委員御本人にも御内諾をいただいておりますので、本小委員会の委員長は田村委員にお願ひしたく存じます。よろしくお願ひいたします。

委員長挨拶

○川上制度審議室長 では早速ですが、田村委員長から御挨拶をお願ひしたいと思えます。

○田村委員長 私は、平成10年の意匠制度改正のときにこの審議会等も含めてお付き合いさせていただいたことがあるのですけれども、その後しばらく離れておまして、土地勘を取り戻すので精一杯で、私のような者で大役が務まるか分かりませんが、何とか精一杯務めさせていただきますので、御協力をお願ひいたします。

○川上制度審議室長 それでは、これから先の議事の進行につきましては田村委員長にお願ひしたいと思えます。

委員紹介

○田村委員長 それでは、今回新たに御就任された委員の方がほとんどですので、まず事務局から委員の皆様の御紹介をお願ひいたします。

○川上制度審議室長 それでは、最初に本日御出席の委員の方を五十音順で御紹介させていただきます。その際、皆様方から一言ずつ御挨拶を頂戴できますと幸いです。

まず大阪大学大学院法学研究科准教授でいらっしゃいます青木大也委員です。

○青木委員 大阪大学の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、東京理科大学大学院教授の浅見節子委員です。

○浅見委員 東京理科大学の浅見でございます。よろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、三菱電機株式会社常務執行役、加藤恒委員です。

○加藤委員 三菱電機の加藤でございます。よろしくお願いいたします。会社では一応知的財産を担当させていただいております。

○川上制度審議室長 続きまして、株式会社アクシス デザイン誌「AXIS」編集長の上條昌宏委員でございます。

○上條委員 「AXIS」というデザイン誌の編集長をやっています上條と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、阿部・井窪・片山法律事務所、弁護士・弁理士でいらっしゃいます黒田薫委員です。

○黒田委員 阿部・井窪・片山法律事務所の黒田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。知的財産訴訟をメインで扱っております。よろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、マツダ株式会社 R&D 技術管理本部知的財産部部長でいらっしゃいます白髪信一委員です。

○白髪委員 マツダの白髪でございます。よろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、サントリーホールディングス株式会社 MONOZUKURI 本部知的財産部長の竹本一志委員です。

○竹本委員 サントリーホールディングスの竹本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、TMI 総合法律事務所の弁理士の林美和委員です。

○林（美和）委員 TMI 総合法律事務所の弁理士の林と申します。事務所では主に意匠の案件を担当させていただいております。小委員会には前回から引き続きの参加となりますがよろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、株式会社ナビタイムジャパン知財法務部長でいらっしゃいます増子哲委員です。

○増子委員 ナビタイムジャパンの増子と申します。よろしく申し上げます。

○川上制度審議室長 続きまして、一橋大学大学院経営管理研究科教授でいらっしゃるはず鷺田祐一委員です。

○鷺田委員 一橋大学の鷺田と申します。よろしくごお願いいたします。

○川上制度審議室長 以上、本日の委員会は田村委員長を含め11名の委員で開催をさせていただきたいと思っております。

なお、本日は御欠席ですけれども、デザインスタジオエス プロダクトデザイナー、武蔵野美術大学教授の柴田文江委員、それから株式会社ロフトワーク代表取締役の林千晶委員、それから株式会社イトーキ取締役常務執行役員企画本部長の牧野健司委員のお三方にも委員に御就任をいただいております。

この審議会につきましては全委員数14名のうちの11名の委員の皆様の御出席を本日いただいております。産業構造審議会運営規程第13条6項の「全委員数の過半数以上の出席」という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能です。

特許庁長官挨拶

○田村委員長 次に、本日の議題に入る前に、宗像長官より御挨拶をいただきたく思います。宗像長官、よろしくごお願いいたします。

○宗像特許庁長官 特許庁長官の宗像でございます。この度はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくごお願いいたします。

特許庁は昨年来、こちらに何人かの委員の方々にもいらしていただいておりますけれども、産業競争力とデザインを考える研究会を開催いたしまして、5月に『「デザイン経営」宣言』ということで報告書を取りまとめさせていただきました。その中で、デザインとはブランド価値を生み出すとともに、イノベーションにも資するのだということを提言をしています。意匠制度はこうしたデザインの創造、そして保護、活用のサイクルの基軸となるものでございまして、ただ日本の意匠保護というのは戦後、どちらかというと狭く推移してきていて、今の環境変化に対応できていないというふうに考えております。4次革命、IoT、AI、ビッグデータなどと言われてはいますが、いろいろなものがどんどんネットにつながっていき、お客様が企業と持っているあらゆる接点が差別化の要因になり、ビジネスの成否を左右するようになってきております。他方で意匠法では、新しい技術によっ

て可能になっている接点上の工夫が必ずしも保護できていないという問題があり、その解決策をしっかりと議論させていただきたいと思います。また、長年にわたって一貫したコンセプトに基づいて製品をデザインすることでブランドロイヤリティを高める取り組みが増えていますが、最初に出した意匠によって、後のものが保護できなくなるということもありますので、どうすればその問題を乗り越えられるかなど、新しい環境変化を踏まえて抜本的な見直しに向けて自由闊達な御議論をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

議事の運営等について

○田村委員長 続きまして、具体的な審議に先立ち、本委員会の議事の運営等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきまして、議事次第・配布資料一覧、それから委員名簿、このほか資料1「意匠制度の見直しの検討課題について」、資料2「意匠制度の見直しの検討課題に対する提案募集について」、それから参考資料といたしまして「産業競争力とデザインを考える研究会報告書」に関する一連の資料、これらの資料のデータにつきましてはお手元のタブレットで御覧いただきまして、座席表及びタブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配布させていただいております。

タブレットの使用方法に関しましては、お手元のタブレットの使い方を御覧いただければと思いますけれども、操作でお困りになった場合には担当の者が対応いたしますので、お申し付けいただければと思います。

なお、本会議は原則として公開とさせていただいております。

また、配布資料、議事要旨、それから議事録、これらも原則として公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。

議 題

①意匠制度の見直しの検討課題について

○田村委員長 それでは、早速ですが、議題、意匠制度の見直しの検討課題につきまして、資料「意匠制度の見直しの検討課題について」を基に事務局から御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは、お手元の資料1に基づきまして、御説明させていただきたいと思います。

まず2ページ目の目次でございますけれども、最初に意匠法の概要、これを押さえさせていただきますまして、その後に各論点についてそれぞれ御説明させていただきたいと思えます。

資料の3ページ目でございますけれども、意匠法の目的と定義について改めておさらいをさせていただきます。意匠法の目的については、そこにごさいますように意匠の保護及び利用を図ることによって意匠の創作を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的とする、こういった規定になっております。それから意匠の定義でございますけれども、物品の形状、模様もしくは色彩、これらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいうという定義になってございまして、したがって、意匠法上の「意匠」の要件としては一般的に物品性とそれから形態性、視覚性、美感性、こういった要件が定められているということでございまして。したがって、右側にちょっと書いておりますように、例えば花火ですとかタイプフェイスとか不動産、こういったものは物品に該当しないということで意匠法の対象外になっている、こういった整理をさせていただきます。

それから、続きまして4ページ目を御覧いただければと思えます。意匠法には登録要件というのが定められてございまして。意匠法の3条、ここにおきましては工業上利用可能性、それから新規性、それから創作非容易性、こういった要件が規定されてございまして。それから意匠法の5条、ここで不登録事由といたしまして、公序良俗違反ですとか、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるもの、物品の機能上、必然的に用いられる形状については不登録ということになってございまして。それから9条におきまして先願主義、それから7条のほうでは意匠登録が意匠ごとになされているという一意匠一出願主義というのが規定されてございまして。

5ページ目を御覧いただければと思えます。これは意匠法の沿革について簡単に整理を

しております。元々「design」の対訳語で「意匠」を選択したのが高橋是清というふうにされておりますけれども、当時の「意匠」の概念というのは「色や形」とどまらず、「創作する思考行為」というもっと広い広がりを持つ意味を持つ用語であったということでございます。それから、明治21年に意匠条例が定められたときの、このときの意匠の保護対象というのは、そこにございますように「工業上ノ物品ニ應用スヘキ形状模様若クハ色彩ニ係ル新規ノ意匠」という規定ぶりであったわけですが、それが大正10年の意匠法改正で「物品ニ關シ形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠」と、こういう形に物品に応用するという考え方から、物品そのものの外観に関するものへと概念が移行したということでもあります。

それから6ページのところでございますけれども、戦後に、昭和34年の意匠法の改正におきましては、「物品（…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」ということで、当初に比べてだんだん意匠と物品の関連性というのが徐々に強まってきたという経緯がございます。したがって、元をたどると、もうちょっと物品と意匠の関係というのは緩やかであったということをご示しをさせていただいております。それから平成10年の改正におきましては、このときは部分意匠の制度が導入されて、それから類似意匠制度が廃止されて、関連意匠制度が創設されたということがございます。それから平成18年の改正におきましては、このときは画面デザインの保護の拡充が図られたということと、それから意匠権の存続期間につきましても15年から20年に延長されております。それから平成26年におきましてはハーグ協定ジュネーブ改正協定実施のための規定の整備というのがなされてございます。

続きまして、7ページ以降で画像デザインの保護について御説明させていただきたいと思っております。

まず8ページを御覧いただきますと、平成18年の意匠法改正以降の画像意匠の出願件数の推移をお示しさせていただいております。年によって増減はございますけれども、趨勢的に見ると出願件数というのは増加傾向にあるということがお分かりいただけるかと思っております。

それから、9ページを御覧いただければと思っておりますけれども、画面デザイン保護に関する意匠制度見直しの経緯について簡単に整理をさせていただいております。まず法律のレベルで言いますと、平成10年改正におきまして部分意匠の保護が導入されてございます。ここで物品の表示画面について部分意匠登録が可能になったということをございます、

この当時の整理といたしましては、例えば液晶時計の時刻表示部、こういったそれがなければ物品自体が成り立たないような画面デザインですとか、あるいは携帯電話の初期画面のように機器の初動動作に必要な不可欠なもの、こういったもののみが保護対象という整理になってございました。それから平成18年改正におきまして、操作画像ですね、物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像、これが2条2項ということで追加をされております。このときに法律の条文上、物品と一体として用いられる物品に表示される画像という制約が規定されております。、したがって、こういった物品以外に表示される画像というのは保護対象外という、こういう整理になってございます。それから平成18年改正の下で基準の改訂というのが何度か行われて、この中で保護対象の拡大というのが図られております。まず平成19年基準改訂におきましては、このときは物品にあらかじめ記録された画像ということで限定がなされております。したがって、後からインストールされたソフトウェアによる画像などは保護対象外という整理になってございました。それが一番下の平成28年の基準改訂におきまして、物品に事後的に記録された画像についても保護対象ということで、後からインストールされたソフトウェアによる画像もこのときに保護対象という整理になってございます。ただ、物品に記録されたという要件は引き続き残っている状況でございます。それから平成23年には2条1項の表示画像の保護要件の明確化が図られております。

次の10ページ御覧いただければと思いますけれども、これは現行の画像デザインの保護対象範囲でございまして、意匠法の2条1項で保護される部分と、それから2条2項で保護される部分、大きくこの2つに分かれております。下の意匠審査基準におきまして2条1項に対応する部分と、それから2条2項に対応する部分ということで整理がなされているということでございます。いずれについても、物品に表示される画像であるということと、それから物品に記録された画像である、こういう要件がどちらにもかかっているということでございます。

11ページのところで具体的にこういったものがそれぞれの画像に該当するかということで例を挙げておりますけれども、2条1項のほうですね。これはその物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像ということで、例えば腕時計本体の表示部、こういったものがこれに該当するということでもあります。それから2条2項のほうですね。これは物品が機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像ということで、例えば磁気ディスクレコーダーと接続されたテレビ画面に表示されるような操作画像ですね。こういっ

たものが対象になるということでございます。下のほうに電子計算機の画像の取扱いということで、パソコンとかスマホ上にソフトウェアによって表示される画像についての物品の書き方でございますけれども、基準の中で「〇〇機能付き電子計算機」という形で、あえて物品に付加機能を特定させることで物品との関係性を維持しているということで、この画像と物品の関係性を維持するために、かなり無理をしながら、こういう基準が今できているということで御紹介をさせていただいております。

12ページと13ページに新たなニーズということで2つほど御紹介をさせていただいております。まず12ページのほうです。これはナビタイムジャパンさんの事例でございますけれども、これは電車の乗換え案内ですとか目的地までのルート検索、これをクラウド型のサービスで提供している事例ということでございます。こういったものはネットワークを通じて表示される画像ということで、この保護対象要件であります、その物品に記録された画像、この要件に該当しないということで、現行の意匠制度では保護対象外になっているという事例でございます。

それから13ページ、これはソニーさんの事例でございますけれども、壁ですとか机の上に投影されるユーザーインターフェースですね。こういったものについても、現行の制度では物品に表示される画像という要件がございますので、こういったものも、現在、意匠制度では保護できていないといった事例でございます。こういったものを保護してほしいという新たなニーズがあるということでございます。

それから14ページのところを御覧いただきますと、諸外国比較が書いてございます。日本では物品に記録、表示されている画像のみが保護されるという整理でございますけれども、例えば日本以外の各国におきましては物品に記録されていない画像というのも保護の対象となっておりますし、また欧州や米国におきましては物品以外の場所に投影される画像、これも保護されるということになってございます。それから物品の機能との関係性でございますけれども、米国、欧州、韓国では物品の機能と関係しない、例えば装飾画像のようなものも保護対象ということになってございます。

14ページの表の各類型ごとに具体的にどういうものがあるかというのを15ページ以降に簡単に例示させていただいております。

まず15ページのところでございますけれども、これは物品に記録・表示されている画像であって、かつ物品の機能と関係のある画像の例ということで、例えばデジカメの特定用途の機器の操作画像ですとか、それからスマホ等にインストールされたアプリの画像とい

ったものについては日本を含めて各国で保護対象になっているということでございます。

16ページのところ、これは物品に記録されていない画像ということで、例えばサーバーからクライアント端末へアクセスの都度、送信されるような、そういったウェブアプリの画像のようなものというのは米国、欧州、中国、韓国においては保護対象となっておりますけれども、日本では保護対象となっていないという事例でございます。

それから17ページ、これは物品以外の場所に投影される画像の例で、これは欧州においては保護対象でありまして、米国においても物品について権利化された場合には物品以外への投影であっても侵害対象となり得るということでありますけれども、日本ですとか、それから中国、韓国においては保護対象となっていないということでございます。

それから18ページでございます。これは物品に記録・表示されている画像ではございませんけれども、物品の機能と関係のない画像の例でありまして、例えばスクリーン上のいわゆる壁紙といったものの例でございます。米国、欧州、韓国では、このような物品の機能と関係しない装飾画像も保護対象となっておりますけれども、日本、そして中国においては保護対象とはなっていないという整理になってございます。

それから19ページのところ、これは他法令における保護がどうなっているかということでございますけれども、例えば商標法におきましては識別性を有する場合、こういったものについては商標登録が可能ということでございます。それから著作権法、これも思想又は感情の創作的な表現であって、美術等の範囲に属するようなものであれば著作権法上の保護対象になります。不正競争防止法におきましても、識別性があって周知性、著名性がある場合には保護を受けることが可能です。デッドコピーも保護対象になりますけれども、この場合、商品の機能を確保するために不可欠な形態である場合は保護を受けることができない、こういう整理になっておりまして、限定的な形でそれぞれの法律において今、保護がなされているという状況になっております。

20ページで、こういった今御説明したような状況を踏まえまして、今後、意匠法の見直しに当たっての検討が必要な課題について幾つかの切り口を整理させていただいております。まず保護対象につきましては、現行、保護対象になっておりませんが、物品に記録されたものではない画像についてどのように考えるかということで、クラウド上の画像ですとかネットワークによって提供される画像、こういったものの扱いをどうするかという論点です。それからこれも現行、保護対象になっておりませんが、物品以外に表示される画像についてどのように考えるかということ、壁や人体に投影されるような画像の扱い、更に踏

み込んで、物品の機能と関係ない画像、例えば壁紙のような装飾的な画像ですとか、いわゆるコンテンツですね、映画・ゲームの画像といったものについてどう考えるか、こういった切り口で検討が必要ではないかということで整理させていただいております。②の実施行為の対象ということで、どういった行為が侵害に該当するかについても検討が必要ではないかと考えております。これは、例えば登録意匠とかこれに類似する意匠に係る画像といったものをクラウドにアップロードしたりする者の行為、これをどういうふうに保護するか、これは今の意匠法に基づきますと侵害行為としてとらえようとしても、現行の実施行為で読んだり、あるいは間接侵害で読むということが難しい部分ではないかということで、こういったものについてどう保護するかという検討が必要ではないかということで整理をさせていただいております。

それから、続きまして21ページ以降、空間デザインの保護について御説明させていただきます。

22ページを御覧いただきますと、これは現行の空間デザインの保護対象の範囲についての御説明でございますけれども、建築物については、これは物品は動産を指すということになっておりますので、不動産は意匠による保護の対象外という整理になっております。ただ、例えば工業的に量産され、販売時に動産として流通するようなものについては限定的に意匠登録を受けることが可能という整理になっております。それから内装につきましても、これも複数の物品とか建築物から構成されるこういった内装のデザインについては意匠法の一意匠一出願の要件を満たさないということで、現行では意匠登録を受けることができないという整理になってございます。

23ページで新たな保護ニーズということで紹介をさせていただいておりますけれども、近年、顧客が体験する企業とのあらゆる接点、いわゆるユーザーエクスペリエンスのデザインというのが重視されている中で、特徴的な空間デザイン、例えば下にございますように、コマダ珈琲の建築物の外観ですとか、それから右側にございますようなカルチュア・コンビニエンス・クラブが運営する図書館の内装、こういった特徴的な空間デザインというのが差別化の要素になってきております。こういったものを現行の意匠制度では十分に保護できていないのではないかとといった声があるのが現状でございます。

それから24ページ、25ページにおきましては諸外国との比較ということで整理をさせていただきます。まず24ページは建築物の外観のデザインについての諸外国比較でございます。建築物の外観デザインについては米国や欧州においては除外されることなく保

護の対象になっているということでございますけれども、日本においては保護の対象とはなっていないということでもあります。中国については一部を除いて保護の対象、韓国は日本と同じように限定的に保護の対象になっている、こういった現状でございます。

それから25ページは内装のデザインについての諸外国比較でございます。これも米国や欧州では、除外されることなく保護の対象になっているということでございますけれども、日本では保護の対象外ということでもあります。中国、韓国についても、これは保護の対象外、こういった状況になっております。

26ページのところで、他法令における保護の状況を整理させていただいておりますけれども、商標法におきましては、例えば建築物の形状が識別性を有するという場合には限定的に立体商標としての登録が可能ということになっております。それから著作権法についても、建築芸術については建築著作物として保護されております。不正競争防止法においても、識別性がある周知性や著名性がある場合には、保護を受けることが可能ということで、一定の保護はなされているわけですが、こういったものに加えて意匠権でどこまで保護すべきかといった検討が必要ではないかということでございます。

27ページでは、見直しの検討課題ということで整理をさせていただいております。建築物の外観については、これは現行の保護対象であります「物品」、いわゆる動産に加えまして「建築物」（不動産）を保護対象に加えるかどうかといった議論になるかと思っております。それから内装につきましては、現行の一意匠一出願の例外ということで、複数の物品や建築物から構成されて、全体として統一感のあるような内装について登録を受けられるようにするというのをどう考えるかということ、それから保護対象をどうするかということでございます。例えば店舗の保護に加えて、更にオフィスのレイアウトのようなものも対象に加えるかどうかといった保護対象の議論というものも必要になってくると思っております。それから、審査登録実務ですね。例えば、新規性、創作非容易性というのをどう判断するかについても検討が必要ではないかということで、例えば新規性の中でその類否の判断をどういうふうにやっていくかといった検討が必要ではないかということと、識別性を有するような内装についてはトレードドレスとして保護するというものも考えられるのではないかと、幾つかの論点を挙げさせていただいております。

それから、28ページ以降は関連意匠制度の拡充についてということで整理をさせていただいております。

29ページを御覧いただきますと、これは現行の関連意匠制度の説明でございますけれども

も、現行の制度におきましては類似関係にある意匠のうち1つを本意匠として、他をその関連意匠ということで登録を受けることができるという制度になってございます。ただし、この関連意匠につきましては本意匠の意匠公報発行日前までの出願という限定があるのと、それから関連意匠は独自の意匠権としての効力はございますけれども、存続期間や移転などについては一定の制約があるという制度になってございます。

それから30ページのところで、新たな保護ニーズということで整理をしております。これはマツダさんの「魂動」デザインの事例を挙げさせていただいておりますけれども、マツダさんではこの「魂動」デザインを表現するためにデザインビジョンとしての「御神体」を製作して、これに基づくコンセプトカー、そのデザイン要素を量産車に反映することで全体としてデザインの一貫性を実現しているということでございます。このような全体としてデザインの一貫性を実現する上で、現行の関連意匠のように、例えば本意匠の公報発行日前までという、こういうような出願の制限がある中でこういったものがちゃんと保護できるのかという課題が今、生じているのではないかとということで挙げさせていただいております。

31ページを御覧いただきますと、ここで見直しの検討課題ということで整理をさせていただいております。こういったデザインコンセプトの保護ニーズの高まりを踏まえて、例えば本意匠の公報発行日後においても関連意匠の出願を認めるといったことが考えられないかということでございます。あるいは関連意匠の関連意匠といったものの登録を認めるということが考えられないかということが検討課題になるのではないかとということでございます。その際に、例えば関連意匠の出願を認める期間をどのように設定すべきかという論点があるかと思えます。これは例えば本意匠の存続期間内であれば出願を認めるといった考え方、これをどういうふうに考えていくかという論点があるかと思えます。また関連意匠の存続期間をどういうふうに設定すべきかということで、これも本意匠の存続期間に合わせて、本意匠が切れれば関連意匠も失効するといった制度設計についてどう考えるか、こういう議論が必要ではないかとということでございます。

32ページ以降、意匠権の存続期間の延長について御説明させていただきたいと思えます。

33ページを御覧いただきますと、現行、存続期間は20年ということになっておりますけれども、現時点での意匠権の存続期間は最長で今、15年ということになります。この登録意匠件数を保有期間別に見ますと、左のグラフにありますように存続期間満了までの15年間維持される登録意匠の件数が多いという現状でございます。右側の折れ線にございます

ように、15年間保有する割合というのも徐々に増えているということで、権利をより長く保有するというニーズが高まっているのではないかということがうかがえるところでございます。

34ページを御覧いただきますと、見直しの検討課題ということで意匠権の存続期間、これを現在は20年となっているところを例えば欧州に合わせて25年に延長するということが考えられないかという論点、それからその際に、これはどちらかという逆の方向に向いてしまうのですけれども、存続期間の延長に合わせて意匠権の存続期間の起算日を、これを意匠登録の日から意匠登録出願日にすることが考えられないかということが1つ検討課題としてあるのではないかというふうに考えております。これは特許については出願日というのが起算日になるわけで、特許出願と意匠出願というのは途中で変更が可能であるという制度であることを鑑みると、この際、特許の存続期間と意匠権の存続期間の考え方を合わせておくべきではないかといった論点があるのではないかというふうに考えます。

それから35ページ以降、複数意匠一括出願の導入についての御説明でございます。

36ページを御覧いただきますと現行制度の概要でございますけれども、現行の意匠制度におきましては1つの出願に1つの意匠しか含めることができないということになっておりまして、例えば近年、製品に一貫したデザインコンセプトを用いてブランド価値を高める企業が増えている中で、出願手続の負担が生じているのではないかとことであります。他方、ハーグ協定では1つの出願に複数の意匠を含めることが認められておりまして、これが日本に入ってくると意匠ごとにされた出願というふうにみなされる、という規定になっております。ちょっと下のほうに書いておりますけれども、ハーグ出願における複数意匠一括出願制度というのはロカルノ分類の同一分類に属するものに限られるという限定と、それから1つの出願に含め得る意匠は100個までという、こういう制約がかかっているということになっております。

37ページを御覧いただきますと、諸外国比較を整理しております。日本ではこの一意匠一出願の例外ということで、組物の場合のみが例外ということになるわけですがけれども、例えばアメリカにおきましては同じ発明概念による複数の意匠の実施例がある場合には複数意匠一出願が認められるということでもあります。それから欧州と韓国におきましてはロカルノ分類の同じクラスに属する製品や物品である場合には複数意匠一出願が認められる、こういった制度になってございます。ちょっと表の下のほうに書いてございますけれども、それぞれの制度の懸念事項ということで、例えばアメリカの場合、異なる発明概念の意匠

を含めると、こういった場合には拒絶理由に該当するというので、実際、異なる発明概念ということで拒絶理由になるケースというのが多いというふうに聞いております。それから、例えば欧州とか韓国のような場合、ロカルノ分類の他のクラスに属する製品を一出願に含めることはできないということで、例えば自動車と自動車のおもちゃですね、こういったものについてはロカルノ分類上、他のクラスに属するというので、1つの出願で行うことができない、こういったそれぞれ制約があるということでございます。

それを踏まえて、38ページのところで見直しの検討課題を整理しておりますけれども、まず基本的な方針として、ユーザーの利便性向上の観点から複数意匠の一括出願について検討すべきではないかといった論点があるかと思っております。それから、一括出願において方式的な手続のみを一括化して、実体審査や意匠登録は意匠ごとに行う、こういった形とすることが考えられるのではないかということ、それから一括出願できる範囲についてどういった制限を設けるべきかということにつきましては、例えば一括出願に含める意匠の数の上限を設けることについてどう考えるかといった論点ですとか、それから一括出願の範囲を制限する必要があるかといった論点ですね。これは先ほど御覧いただいたように諸外国で範囲を制限することに伴う懸念点がある中で、範囲を制限する必要があるかどうかといった論点があるかというふうに思います。

39ページ以降、物品区分表の見直しについての御説明でございます。

40ページを御覧いただきますと、現行の制度では経済産業省令で定める区分というのがございます、その区分ごとに意匠登録出願をしなければならないという規定になっております。例えば、欧州とか中国、韓国ではロカルノ分類の製品一覧といったものが採用されているという状況でございます。

41ページのほうで見直しの検討課題を整理させていただいておりますけれども、現行の意匠法では先ほどの省令で定める物品区分表、この区分と同程度の区分を記載していない出願については、例えば物品自体が明確であっても拒絶理由の対象になるということでありまして、例えばちょっと下に事例がございますけれども、右側の靴の図面があって、意匠に係る物品が「靴」という形で出願されてきた場合に、この「靴」というのが左側の物品区分表に照らすと、この物品の区分に「短靴」とか「深靴」、「長靴」、こういった区分と照らして合致しないということで拒絶理由の対象になってしまうということで、権利化の遅延につながっているのではないかという声がございます。したがって、こういった場合に直ちに拒絶理由としないような仕組みとすることについてどう考えるかという検討が必

要ではないかというふうに思います。

最後にその他ということをごさいますて、43ページを御覧いただきますと、現行の制度におきましては、原則、物品の全体の形態を開示しなければならないということで、いわゆる六面図を求めているわけでありませけれども、図面作成負担を軽減するという観点から、こういった要件の緩和を望む声というのが寄せられているという現状でございます。したがいますて、これは法令自体の見直しということではございませけれども、省令の見直しということで意匠審査基準ワーキンググループにおいてこういった緩和の検討というのを議論したらどうかということを書かせていただいております。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、これより最大で大体17時15分ごろまでをめぐに、この議題①意匠制度の見直しの検討課題に関するの質疑応答を行いたと思います。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたら、特に順序は問いませので、どちらからでもお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○増子委員 では、すみませ。

○田村委員長 お願ひします。

○増子委員 資料の12ページに弊社のサービスの画面を記載いただきましたので、2点ほどコメントさせていただきたいと思います。

1点目なのですけれども、この資料に記載されているものはどちらもウェブブラウザで表示されているウェブアプリの経路探索サービスです。左側がスマートフォン、右側がPCの画面なのですけれども、弊社で経路探索サービスというのをこのウェブアプリだけではなくて、元々ダウンロード型のネイティブアプリでもリリースしております。現行の意匠法では端末にダウンロードされるネイティブアプリは保護対象で、ネットワークを通じて表示されるウェブアプリは保護対象外なわけですけれども、要するに経路探索機能という同じ機能をウェブアプリとネイティブアプリの両方で実現できているという現状がございませ。こういった状況というのは弊社に限らず、例えば表計算ソフトなどでも、マイクロソフト社のエクセルはダウンロード型のアプリとして有名ですけれども、グーグル社のスプレッドシートなどというものはもうウェブアプリとしてかなり有名になってきて、こういった状況というのはかなり増えている状況かなと思っております。動作速度とか使える機

能の面でまだネイティブアプリのほうに分があるという状況はあるのですが、今、ウェブアプリのデメリットを解決する施策というのはどんどん進んでいまして、近い将来、ネイティブアプリの弱点ではなくなるのではないかという予測もされているところです。こういった状況が進みますと、ウェブアプリで開発すれば意匠権の侵害を回避できるというような状況になってきますので、権利の実効性というところに影響を与えるのではないかなというふうに思っております。

2点目なのですが、ダウンロード型のネイティブアプリと申しまして、例えば弊社のアプリで言いますと、経路探索の結果というのをサーバーから持ってきて表示します。要するに、表示される画像のデータだったりとかいろいろなデータというのは端末側にあるのかサーバー側にあるのかというのはもう1か0かではなくなっていて、もうハイブリッドというか、併せて表示するという形が多くなってきていますので、こういった境界が曖昧になってきているという状況も先ほどと同じように権利の実効性ということに今後影響を与えていくのではないかと考えております。

以上になります。

○田村委員長 非常に分かりやすく背景事情を御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

他の方も、あるいは今の点に関して他の御意見でも結構でございます。

○白髪委員 少し画像デザインのところについて質問というよりも確認といったほうがよいのかも分かりませんが、特に自動車の場合にフロントのヘッドライトであるとかリアのコンピランプ辺りに独特な陰影というか、光り方をした、それが意味ではブランドを表現する大きな要素になっているということになったときに、そういった光り方というのもこの画像デザインの中で審議されているのか、あるいはそれはまた別のことになっているのかというところが1つの質問です。

もう一つは、ソフトウェアによってその機能を表現した画像の保護というところについて、特に自動車の場合は操作性という、例えばナビゲーションを操作するときの操作画面であるとか、そういったところで各社の意匠が新しくそこが強烈に保護されるとしたときに、どの程度の違いでそれが非類似というのかというところを非常に慎重にしないと、ユーザー側から見ると各社、操作性が全く違う画面に意匠制度上ならざるを得ないということになったときに、本当は人間工学的に見て操作のボタンであるとかナビゲーションの操作の仕方というのはボタンの配置が人間工学的、あるいは安全性という面から見たときに

このような配置のほうがよいといったときに、それを最初に考えたところがきちっとその意匠として出願してそれを比較的拡大的に、権利解釈として拡大するようなことがあれば、産業の発展というそういう意味からはちょっと懸念すべきことが起きるのではないかなという、自動車領域にちょっと特化したことかも分かりませんが、そういうふうなことでちょっと慎重な審議が要るのではないかなというふうには私はちょっと思っております。

以上です。

○田村委員長 もしよろしければその点につきましてお願いいたします。

○久保田意匠制度企画室長 意匠課意匠制度企画室長の久保田と申します。

最初に御質問いただいたヘッドライトですとかリアランプに独特の陰影があらわれる場合は今回の議論の対象なのかどうかという点なのですけれども、具体的な事例というか、具体的なイメージがまだできていないというところもあるのですが、場合によっては現行法で既に保護できているものかもしれず、その辺りは具体化していただければ、既にそこは保護対象ですとか、あるいは保護対象でないとするれば今回の議論の対象になり得るのかというところでちょっとお答えしたいと思うのですけれども。

○白髪委員 その議論はよく存じていまして、要するにそういうのは例えばLEDの配置の部品として出願すればよいのではないかと、そういう議論もあろうかと思っておりますけれども、必ずしもそれだけで十分かなという、そういう疑問がちょっとあったのでそういう質問をさせていただきました。もちろん具体的な例を示した上でそこをどう考えるかというのはぜひ検討していただければと思います。

○久保田意匠制度企画室長 そういう意味では既に保護しているものではなくて、よくよくお伺いしてみるとまだ保護できていないものであれば、ぜひそれがどういったものなのかというのは細かく情報提供いただけたらというふうに思います。

○白髪委員 そうですね。

○田村委員長 2点目についてはいかがですか。お願いします。

○下村意匠審査基準室長 意匠審査基準審査室の下村と申します。

先ほどの画像の類否判断が今後どのようになるのかという点、それから人間工学的にある程度定まったようなものが登録になっていくと困るとおっしゃいました点につきまして御回答させていただきたいと思っております。現在画像そのものは保護対象になっておりませんが、物品に記録された画像については一部保護対象となっておりますことから審

査を行っております。その類否判断におきましては、美感を対比しておりますので、そのアイデアそのものを保護しているということではございません。創作の自由度のある中で具体的な創作のなされた結果となります、美感について対比をしているというところでございます。

それから人間工学に基づいた形態といいますところにつきましては、創作非容易性の判断も行っておりますので、例えば人間工学に照らしてみれば当然に導き出される一般的なレイアウトではないか、そういったところはよくよく先行文献と対比をしており、そこが創作が容易であるというときには拒絶になっていこうかと思えます。

○白髪委員 ありがとうございます。

○田村委員長 他はいかがでしょうか。

どうぞ、青木先生。

○青木委員 私、法学者のもので理屈しか分からないのですが、スライドの20ページ目にあった、今回、保護対象としてどういうものを選ばれるかということについてなのですけども、もう既に従前から画面デザイン、画像デザインとして保護しているものの中で、機能との関係でということ先ほど御説明があったかと思うのですが、そういう意味から考えますと、保存されている場所がどこかであるとか、あるいはどこに表示するかということに関しては、恐らく機能との関係ではそこまで気にしなければいけないことなのかという話だと思いますので、従前の運用を是とするのであれば、上2つに関しては比較的認めやすいのかなという印象を受けたところです。ただ一方で保護対象の最後の物品の機能と関係ないものとなってきますと、恐らく従前からの延長線上にはない新しい話になってくるかなと思ひまして、場合によっては現在対象にしていないうシンボルマークとかああいう物品とは関係なさそうなものとの関係でもこれはどうするのという話をしなければいけなくなるのかなと思ひまして、印象として、上2つは比較的ハードルが低そうですが、最後の物品の機能と関係ないものというのは少しハードルが高いのかなという印象を受けました。

それと②のほうの実施行為の問題に関しては、画像のデザインみたいなものを独立して規定するのであれば、実施行為を新しく定める手もあるかと思ひますし、あるいは場合によっては間接侵害のような規定も考えられるのかなと思うのですが、これはちょっとまだ私自身も余りはっきりしたことは分かっていないのですけれども、以上取り急ぎ感触のお話をさせていただきました。

○田村委員長 かなり根幹に関わる問題なのですけれども、もし何かございましたらお願いいたします。

○川上制度審議室長 今御指摘いただいた2点目の部分について、これは実施行為の考え方を、画像特有で何か作るということももちろん考えられますし、また今御指摘があったような間接侵害の考え方を何かもう少し広げてやる、いろいろなやり方はあろうかと思えますけれども、いずれにしても保護対象を広げたはよいけれども、それが実際、侵害として取り締まることができないという、こういう事態が生じないように何か考える必要があるのではないかというのが今の考えでございます。

○田村委員長 1点目についてはいかがでしょうか。

○川上制度審議室長 1点目につきましては、やはり今まで画像と物品の関連性というのをかなり強く求めてきたということで、今の審査基準を見てもかなり、言ってみればちょっといびつな形になっているというのが現状ではないかと思えますので、そういう意味で御指摘がありましたように上の2つの部分については物品との関連性というのはかなり外してもよいのではないかと、それがむしろ今の実態に合っているのではないかという感触は持っております。

3点目について、これをどこまでやるのかどうかということは、まさにこの場でも御審議いただければというふうに考えております。

○田村委員長 私も青木さんとは同じような感触を持っています。元々意匠は、少なくとも日本の意匠法は長い間、物品との関係を保った結果、逆にその物品の枠内での創作性発揮ということにしているのです、著作権法よりも実は意外と創作性が実際には低い階で運用されているようなところがあります。逆に物品と関係ないものの保護となると、従来のこの創作性の概念とかの理屈の上では抜本的な関係を迫る、もちろん抜本的な検討をすることが悪いというわけではございませんので、ニュートラルでありますけれども、それなりに大きな問題であるとは思っております。

○宗像特許庁長官 すみません、物品との関係を緩めるのであれば、創作性のハードルが低いところを見直すということが考えられると。

○田村委員長 そうです。そうしないと著作権法との平仄が合わなくなる。

○宗像特許庁長官 それは機能の部分ですか。

○田村委員長 機能の部分ですね。「物品の」と言ってしまいましたが、物品の機能の部分です。

○宗像特許庁長官 いえいえ、ありがとうございます。

○田村委員長 他はいかがでしょうか。

お願いします。

○黒田委員 黒田です。

今話題になっていました20ページのこの保護対象の3つの例のところですけども、仮に上の2つを保護対象に含めるとして、権利範囲、意匠権の効力の範囲はどうなるのかというふうなことを考える必要がいずれあると思うのですが、今のところ形態の類否以外に物品の類否というところもあったと思うのですが、物品とのつながりを緩くすると、その物品の類否をどういうふうに考えていくのか検討する必要があると思います。今のお話ですと物品の機能と関係があればよいという方向に行きつつあると思うのですが、そうすると物品の類否と今まで言っていたところが物品の機能の類否というふうになるのか、そのときにその機能というのは機能一般なのか、ある程度物品と絡めた機能になるのか、そういったところも検討する必要があるかと思ひまして、ここは根本的なお話になるかなというふうな感想を持ちました。

○田村委員長 おっしゃるとおりだと思います。

○川上制度審議室長 よろしいですか、画像についてこの物品との関連性を勘案したときにいろいろなやり方があるとは思っています。完全に今までの物品の類否みたいなことはもう考えなくてよいとするか、あるいは機能についていろいろな縛りがかかる中で機能の類否みたいな考え方が出てくるという、そういう設計の仕方もあると思います。そこは今後またどういうやり方がよいのかというのはよく検討していきたいというふうに思います。

○黒田委員 はい、お願いします。

○田村委員長 多分、定義の仕方、あるいはどこを物品と見るかとかいろいろと考え方はあると思います。今後、もう少し詰めなければいけないところですね。

他はいかがでしょう。

○林（美和）委員 よろしいでしょうか。

○田村委員長 はい、お願いします。

○林（美和）委員 すみません、コメントと御質問がございました。今回、意匠の法改正、保護対象の更なる拡大を御検討いただけるということ、大変喜ばしく思っております。前回の画像意匠の保護対象を拡大したときには法改正ではなくて審査基準の見直しという形でしたので、どうしてもあらかじめ要件というものの緩和ですとか、ちょっとした部分で

の保護対象の拡大というところに留まっていたかと思うのですが、当時も、先ほど増子委員がおっしゃっていたとおり、アプリタイプのものに関しては保護を認められるものの、クラウドタイプのものでウェブにアクセスするものは対象外となってしまうっており、実際の、現実のインターネットビジネスに即していなかったのかなということで、前回も必要であれば引き続き保護対象拡大の必要性の検討をお願いいたしますということをお伝えさせていただいておりましたので、今回、ご検討いただけるとのこと、ありがとうございます。どの程度の保護拡大になるかどうかはこれからの議論になるかと思いますが、引き続き検討をお願いしたいと思います。

そこで、まず御質問なのですが、保護対象が拡大しますと、当然にユーザー側のクリアランス負担というのが増えるかと思えます。画像に関しては現在「W」という分類をつけていただいているかと思いますが、これからの議論の中で物品の要件を外していくのかとか、画像意匠間の類否は機能・用途に基づいて見ていくのかといった議論がなされる可能性があるかと思えますが、そうした議論と併せまして、特許庁のデータベースを用いたクリアランス、調査をどのようにより便利にできるかといったところの検討もぜひお願いしたいと思います。

○田村委員長 承っておくということで。

○澤井審査第一部長 よろしいですか。

○田村委員長 はい。

○澤井審査第一部長 一部長をしています澤井です。

クリアランスにつきましては、数年前に比べますと当庁及び世界の検索システムは非常に充実してきております。例えば昨年の12月、Design View という50数か国の知財庁が保有する登録意匠情報を蓄積したデザインのデータベースがあるわけですが、これに日本も参画いたしました。私自身も試しに検索してみましたけれども、非常に使い勝手のよいものだと思います。また画像デザインに特化しますと、特許庁はGraphic Image Park という検索システムを提供しております。これは画像デザインについて効率的に調査できる大変よいシステムでございます。また旧来からありますJ-PlatPat もございます。ユーザーの皆様にとって、この数年間で格段に国内外のデザインデータへのアクセスや、クリアランスがしやすい環境が整っているかと存じます。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

他はいかがでしょうか、お願いいたします。

○鷺田委員 鷺田です。

先ほど最初のほうに出てきた研究会のほうで『「デザイン経営」宣言』というのを取りまとめていくときにお手伝いをさせていただいたのですけれども、あの研究会の中で非常におもしろいのは、『「デザイン経営」宣言』という名前が出てきたのは本当に最後のほうで、それより前は『「デザイン立国」宣言』という名前になっていて、それで何とかできないかというふうになっていたのですけれども、最後になって「経営」という言葉を入れたのは、やはりこの今議論している権利が享受される先がやはり企業の経営であるということに立ち戻って、多くの委員の方々がそれに賛同して、それで『「デザイン経営」宣言』という名前にした。何が申し上げたいかという、今回の改正をしていくことで、これはやはり経営の大きな武器というか、もっと言うと資産になるということがはっきりするということがすごく喜ばしいというか、すばらしいことだと。そうすることによって経営者がそれを使って、簡単に言うと商売をしていこうとか、あるいはそれが自分の経営の資産になるということで、まあ売り買いの対象になるということですね。デザインそのものがある物品であれサービスであれ、なされているかどうかということ演繹的に定義するのが難しいものなので、どうしても結果的にこれはデザインされているねと、多くの人がこれはデザインがあるねと言えるかどうか、結果論になりやすいというどうしても特徴がある故に商売にしにくい部分があったものが、これで保護されているという事実をもって商売の対象になるということが一番大きいポイントなのかなとはまず1つ思うのですね。

そのときに1つ、これは御提案というか、私の意見なのですけれども、物品性の問題というのがちょっと出てくる。そのときに、経営学の中でやはりプロダクトというのとサービスというのはいまもう出だしから分かれています。なので、これから定義の議論をしていくときにも、あえて分けてしまったほうがよいのではないかなという気もちょっとすることが、つまり物品性に関してでき上がっている体系というのはそれはそれでずっとこれまでも続けていく、そうすることによって物品性が規定している多くの重要なポイントというのはそのまま生かせる。それとは別に、何と言ったらよいのか分かりませんが、サービス意匠みたいなものを別ジャンルでつくってしまうほうがよいのではないかなという気がちょっとして、そのサービスとプロダクトを無理やりくっつけてサービスドミナントロジックということを言っている学者もいるのですけれども、やはり相当分かります。多くの学論の中ではプロダクトとサービスは分けて話をしていくことがあって、お互いにただ包含しているというか、重なっている部分が大きいという、

そういう理解をしていることが多くて、そういう意味で言うと今回、物品に関わらない意匠を考えると、一番最初にそれを分けてしまうというほうが少しよいのではないかなというか、少なくとも経営をしている人間にとってはそれは分かりやすい話なのかなというふうに思うということをちょっと御意見として申し上げました。

○田村委員長 根本的な改革の話になるので御意見として承って、検討課題としたいと思います。

どうぞ、お願いします。

○竹本委員 竹本でございます。

私も先の委員会からデザインについて考えてきておりますが、長官が最初に申し上げられました通り、他国と比較すると入口が狭いという点、ここは1つ大きな課題と思っております。デザインが経営の資産として非常に重要だという意識は皆さん、違いはないと思います。今回おまとめいただいております通り、画像、空間、関連意匠という検討点があるわけですが、それぞれがいわば顧客とか社会とのインターフェースで意匠権が保護できない部分があるところをどう検討していくかというふうな理解の中で行きますと、意匠制度というのは図面から成り立っているわけですので、図面でしっかり書き表して、文章で補足するとか、何らかそういうやり方を考えていかないと、これまで積み重ねてきた高品質の審査に影響してくるかもしれません。事例というものをなるべく多く集めて周知できるような取組みが必要であると考えます。また、意匠制度の一番良いところは、権利範囲は特許に比べると狭いかもしれませんが、分かりやすく強いということだと思います。圧倒的に高い日本の審査品質を守りつつ、意匠制度の活用を促してデザインの創造を奨励するよいチャンスではないかというふうに思っております。画像というもので物品をとらえると空間の物品は何なのだったようなことになりますので、その辺りを横串を刺す制度の改革が必要ではないかというのと、関連意匠はやはり第三者の予見性であるとかいうことをいろいろ考慮すると、存続期間との関係で調整していくとか、まずは落とせる、ソフトランディングできる線というのを決めて拡大していくというような方向がよいのではないかなというふうに思っております。私見でございますが。

○田村委員長 どうぞ。

○加藤委員 加藤です。

ただいまの御発言と、応援演説になるかもしれませんが、若干弊社の、三菱電機の経験から申し上げたいのは、現在、特許権を行使する場面と意匠権を行使する場面とあるの

ですけれども、最近はできるだけ訴訟を上げるときは1つの侵害物に対して特許権と意匠権をセットで当てていこうと、こういう動きにかなり変えてきております。これは実はかなり有効でして、例えばアジアの国などですと、特許権だと裁判官にちょっと技術内容を理解してもらうのに難しいけれども、それに対して意匠権を持っていれば、これはかなりの分かりやすさで当たっているよねと、そうすると特許のほうも甘めとは言いませんけれども、侵害判断のほうに傾いてくれるということで、できましたらこれは34ページにあるように、私としてはぜひ出願日から25年ぐらいまでは引っ張っていただきたい。出願日から10年などという国もあるので、できるだけ我が国はグローバルスタンダードを目指す方向で引っ張っていってもらおうと、やはり非常にこういったグローバルな保護につながっていきけるのではないかと、決して我が国だけが出願日を長くすると日本の意匠権だけが強くなるということには決してならないと思います。

もう一点、同じように関連意匠についても公報発行日まで、一番最初、私などの習ったころなどは出願と同時だと、何を言っているのだよと思っていただけたのですけれども、ぜひ本意匠の存続期間内であれば関連意匠を出せるようにしていただきたいなど、マツダさんの例のようなものも私どもも同じようなシリーズ化で競争優位性を確保していこうという商品群はたくさんございます。そういった面では関連意匠が本意匠の存続期間中、出せるならば非常にメリットが大きいと思います。ただ、その場合、じゃあ関連意匠の存続期間をどう考えようかとすると、仮に出願日から25年にした場合、本意匠の一番最後のほうで関連意匠をポッと出して独自の25年持ちますよという50年か、本当は権利者側だったらそれはそれでよいのかもしれませんが、そこはちょっと難しさはあるのだろうな、ちょっと注意が必要なのだろうなという点がありますけれども、ぜひ物品性の問題だけではなくて、存続期間及び関連意匠の使い勝手の良さを改善することによって保護強化をぜひ考えていきたいと思っております。

○田村委員長 お二方ともむしろ今回の特許庁の御提案を支持するような御発言だと思います。特に最後の関連意匠の細かな制度のところは大変議論しなければいけないものと思います。

他はいかがでしょうか、どうぞ。

○浅見委員 浅見でございます。

まず関連意匠の観点から、私も存続期間に関しては懸念がありまして、本意匠の存続期間の終了までというのが適切ではないかと思っております。と言いますのは、これまでは公報発

行日前までの出願でしたから本人しか出願しないわけですが、公報発行日後になると、本人であれば登録されるのに、別の出願人が出願すると類似ということで拒絶されることになります。これが広がっていきますと同一出願人のみを優遇する制度になるのではないかと思います。それが本当に産業の発展につながるのかとを考えたときに、保護していくことも重要ではありますが、先ほど加藤委員もおっしゃったように、永遠につながっていくようなことは、行き過ぎなのではないかという気がしております。

それから画像デザインの保護については、基本的には皆さんと同じように考えております。これまでの議論にも参加させていただきましたが、当時は物品がなくなることによってクリアランスの負担が大きくなるという声が強くて実現しなかったのですが、今回の資料にもありますように、他の国では保護されているわけです。今や日本だけでビジネスを行うほうがむしろ考えにくいので、いずれにしてもクリアランスは必要となるかと思えます。懸念する点は、権利範囲も広がるので、審査を慎重に行っていただきたいということ、審査基準の策定とその遵守、また先ほど一部長からお話があったのですが、サーチ環境を十分に整えていただくこと、審査官の育成、そういったことを十分に担保していただければと思えます。

あと一点だけ、まだ議論になっていませんが、空間デザインの保護については、コマダ珈琲店のような建物の外観、これはまとまりがあるので、保護の対象としてもよいのかと思うのですが、図書館についてはどこに特徴があるのだろうか、屋根なのだろうか、椅子、机の配置なのだろうか、よくわからないところがありまして、審査の類否判断も難しいと思えますし、権利解釈も難しいのではないかという気がいたします。そういったものにつきましてはニーズ調査も含めて十分に検討していただければと考えております。

以上です。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

②意匠制度の見直しの検討課題に対する提案募集について

○田村委員長 もし何もなければ、大方意見が出尽くしたと思えますので、少し早いようですけれども、次に行きたいと思えます。次の議題「意匠制度の見直しの検討課題に対する提案募集について」につきまして、同名の資料「意匠制度の見直しの検討課題に対する

提案募集について」を基に事務局からの御説明をお願いしたいと思います。

○川上制度審議室長 それでは、資料2に基づきまして、提案募集についての御説明をさせていただきますと思います。

今回、意匠制度の見直しを検討するに当たりまして、まず最初に国内外の関係者から提案募集を行いたいというふうに考えております。通常、審議会で最初に広く皆様の声を集めるということは余りやらないスタイルではあるのですが、特許庁で「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」というのを昨年から今年にかけて議論して取りまとめた際に、最初に去年の秋に提案募集というのを行いました。これは日本語と英語で両方で行いましたけれども、その結果、国内外からかなり質の高いいろいろな情報を効率的に収集することができたというそういう経験もございまして、今回、この意匠制度の見直しの議論をするに当たっても、まず世の中、今どういう意見があったり、あるいはどういうニーズがあったりということを最初に収集することが委員の皆様にとってもこれから議論していく上で非常に効果的なのではないかとということで、この提案募集というのをさせていただきますというふうに思っております。

資料2のところ、まず1で提案募集対象ということでいろいろ書いておりますけれども、これは先ほどの資料1の構成に従って各論点につきまして、現状、今の制度はどういうふうになっているかということと、それから見直しの考え方についてどう考えるかということを中心に先ほどの資料1に沿った形で記載をしているというものでございます。

この3枚目のところ、募集期間というのが書いておりますけれども、できましたら明日から大体1ヵ月半ぐらいの期間をおきまして、締切りを9月の21日ごろに設定をして、日本語と英語、両方を一緒にこういう提案募集を開始したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

今の事務局からの御説明で提案募集するということですが、既に原案が出ております。御意見、御質問等がございましたらぜひお願いいたします。

○青木委員 先ほどの資料ともちょっと関わるのですが、特に私は内装のデザインの辺りがちょっと気になってはいたのですが、保護の対象になるとされつつ、一方でどのぐらい、どんなふうに保護されているとか、あるいはどういうふうに登録されているのかというのがちょっと分からないところもあるかと思うので、他の国とかでですね。なので、

もし仮にこの提案募集の際に、他の国ではこんなとりかたをしてみましたとか、そのような実例なども送っていただけるような一言を、もし難しければあれだ思うのですけれども、入れてみるのもよいのかなという気がいたしました。

○田村委員長 今日資料の1は外部からアクセスできるような感じになりますでしょうかね。

○川上制度審議室長 はい、もう既に。

○田村委員長 そうですね。だから、多分この提案募集はこれで良いとして、そこにきちんとリンクが貼れて分かるようなことにすれば、多分青木さんのおっしゃっているような要望にかなうのではないかという気がいたしますので、もしよろしければ御検討いただければと思いますが。

○川上制度審議室長 そうですね。諸外国で今、どういう形で例えば権利が登録されているかとか、実際にどういう形で権利保護がされているかというのは並行して我々のほうでもいろいろ調べていきたいというふうに思っていますので。

○田村委員長 他はいかがでしょうか。

もし何もないければ、この方向で進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして、少し早いのですが、本日の議論は終了いたします。

そ の 他

○田村委員長 最後に今後のスケジュールについて事務局からの御説明をお願いいたします。

○油科意匠課長 すみません、1点だけコメントしてよろしいですか。

○田村委員長 はい。

○油科意匠課長 今日の議論の8で図面等の記載要件につきましては基準WGで議論を進めさせていただきたいというふうに書いておきまして、特段御異議がないようございまして、こちらは基準WGで進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○田村委員長 今の点はよろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いたします。

○林（美和）委員 すみません、その点、ちょっとだけ。

○田村委員長 どうぞ。

○林（美和）委員 ちょっと画像ですとか空間デザインといった、重いテーマについてこちらで皆さん議論されていたので……。

○田村委員長 まだ時間はありますから、どうぞゆっくり。

○林（美和）委員 こういったところは積極的にコメントしませんでしたでしたが、まさに審査基準 WG で御議論されると思われる物品の区分表ですとか図面の記載要件、ぜひよろしくをお願いします、ということもお伝えしたかったところでございます。

○油科意匠課長 ありがとうございます。ちょっとコメントがいただけなかったもので、申し訳ございません。基準 WG で議論させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○林（美和）委員 言うまでもなく、ぜひお願いしますということだったのですが、一意匠一出願のところも、今この資料にもございますが、ソーサーとカップも、例えば弁理士試験を勉強し始めた人などは審査基準を厳密に解釈して2物品ととらえると思うのですが、現実的には一意匠でまとめて権利化可能ですよね。最近では、容器付の冷菓についての判例もございましたし、一意匠一出願については審査基準においてより明確化していただけるとよいかと思っていたところでしたので、大変期待しております。引き続きよろしくをお願いします。

○油科意匠課長 基準 WG で議論させていただきます。

○田村委員長 私のほうで少し早く進めすぎたかもしれません。もしここで今のように何か言い残したことがあれば、どうぞお願いします。

○鷺田委員 同じようなことを言って恐縮なのですが、さっきの空間デザインも別にコメダ珈琲の看板の形がどうのこうのではなくて、これというのはサービスなわけですよ、本質的な問題は。要するに、そこに人が来て、何らかの心地よい雰囲気というか、空間そのものを消費している。だから、これはサービスとして定義しないといけないものだと思うのですよね。ですから、これを無理やり何らかのプロダクトだと思ってやると非常にいびつな形になっていくという懸念を感じて、ずっとそのいびつな戦いを繰り返すよりは、やはりサービスはサービスだというふうに割ってしまったほうが、それを享受する経営とか企業の人とか一般的な国民も分かりやすいのではないかなという感じがやはりしましたということをもう一回申し上げます。

じゃあサービスとプロダクト、物品ですね、それは何が違うかという、簡単に言うと在庫性ですね。在庫できるかできないか、その1点だと思えるのです。ですから、物品は在庫性がある。だから、あらかじめ作っておいてその間に審査をして、それが何らかの権利を有したまま市場に出て消費されるという、この時系列がとれるわけですがけれども、サービスというのは提供した瞬間に消費されるので、その時系列がとれないというその1点だというふうな、これは経営学の中でよく議論されている問題で、ただ逆に言えばそこだけなので、それをうまく手続上、定義してあげれば十分そのサービスのデザインというものは対象にできるのではないかな。ただ、物品性があるものをそちらに入れてしまうとやはりおかしくなっていくので、物品性があるものは物品性があるものだというふうにして今までの体系をきちんと維持しつつ、物品性がないものというものをどうするかという全く新規なところをつくっていったほうが法律というか、仕組みとしてはシンプルなのではないかなという感じがやはりしてしまったので、ちょっとしつこいのですけれども、もう一回だけ申し上げました。すみません。

○田村委員長 他はいかがでしょうか。

○増子委員 すみません、よろしいでしょうか。

○田村委員長 はい。

○増子委員 複数意匠一括出願のところなのですけれども、こちらで挙げられている例はどちらかという類似物品同一形態というか、同一コンセプトの事例だと思うのですけれども、この複数意匠一括出願の場合は同一物品類似形態も射程に入っているのか、それともそれは関連意匠でやってくださいという切り分けなのかというのをちょっと質問させていただきたいと思っています。

○田村委員長 どうぞ。

○久保田意匠制度企画室長 複数意匠一括出願のグルーピングルールに係る質問だと認識しましたが、そういう意味で、38ページのところで見直しの検討課題というふうに挙げさせていただいておりますけれども、諸外国ではロカルノ分類であったりとか、あるいは類似する意匠であったりとかという様々なルールの下でグルーピングをしているのですが、我が国では諸外国のような制限をそもそも設けるべきかというのも1つの論点として考えておきまして、場合によってはそうしたグルーピングルールの必要はないのではないかなというようなこともあるかと思うのです。なので、そこについては類似物品ですとか類似意匠だとかというグルーピングルールを設ける必要はないということで皆さんに結論づけ

ていただくのであれば、そういった方向性での検討をしたらよいのかなというふうに考えております。

○増子委員 同一の物品も含むかどうかも含めてということですね。

○久保田意匠制度企画室長 ええ、当然同一物品も含み得ますし、同一でない類似のもの、非類似のものも含み得るということですね。

○増子委員 はい、ありがとうございました。

○田村委員長 他はいかがでしょうか。

どうぞ。

○浅見委員 細かい点で恐縮ですが、わからないところがあります。資料の40ページ以降の物品区分表の見直しですが、現在では、例えば「靴」と書いてあって「短靴」と書いていないときには拒絶理由の対象になりますと、それを直ちに拒絶理由としない仕組みとするということですが、どういう仕組みだと権利化の遅延をなくすることができるのかが理解できませんでした。パブコメをするということですが、詳しいことが書かれていないので、どういう仕組みを考えていらっしゃるのかを御説明いただけるとありがたいです。

○川上制度審議室長 ありがとうございます。これもいろいろなやり方が考えられるというふうに思っていて、例えばこの物品区分表自体、これ自体を本当に今のような省令の位置づけにしておく必要が本当にあるのかとか、そもそもそういうもの自体要るのかという、そういう議論もあろうかと思えますし、また拒絶理由の対象に今、法律上なっているわけですがけれども、そこを見直すというやり方も当然考えられると思えますし、その法的な手当ての仕方というのは多分いろいろなやり方があるとは思いますがけれども、とにかく、こういう明らかに物品自体も明らかなものであるのにもかかわらず物品の区分表とちょっと書き方が違うということで拒絶理由を打たなければいけないということはやはりユーザーからすると非常に違和感を感じられているので、ここは結論としては何とかそうならないようにしたいという、そういうことでありまして、やり方はいろいろあるというふうに思っておりますので、そこはちょっと今後検討していきたいというふうに思います。

○浅見委員 今おっしゃったことは、例えばこの「靴」であれば、どう見ても「短靴」なのであえて拒絶理由を通知しないでよいのではないかと、そんなふうに考えていらっしゃるということでしょうか。

○川上制度審議室長 まあそうですね。

○宗像特許庁長官 「直ちに」と書き込んだ理由を御説明してはいかがでしょうか。

○久保田意匠制度企画室長 では、私のほうから。これについては少し庁内のほうでも検討しておりまして、例えば、これは「靴」と書いてありますが、いわゆる物品の区分表から見たら上位概念のものが書かれている。直ちに上位概念のものが書かれていたら拒絶にならない仕組みというのがこの例なのですけれども、一方でこういう例は検討が必要であると思っていますのが、例えば丸い天板に4つ脚があつて、図面上そういうものが出てきました。そして意匠に係る物品の欄に家具と書かれていた場合、これがテーブルなのか椅子なのかというのがよく分からないという場合には、類否判断を行う上で最低限必要な物品の用途、機能というのが明確になっていないということで、これは拒絶理由にも当たるとは思いませんか、つまりそれは今の「物品の区分により」というところではない別の理由によって登録することができないということは考えられるのではないかとということで、今回「直ちに拒絶理由としない仕組み」というふうに書かさせていただいております。

○浅見委員 わかりました。対象によって拒絶理由になる場合とならない場合があると、そういう趣旨と考えればよろしいですか。その辺りは審査基準か何かで明確にされると理解すればいいのでしょうか。つまり拒絶理由が通知されたりされなかったりすると、ユーザーとしてはわかりにくいと思うので、そこは明確にさせていただけるということですね。

○久保田意匠制度企画室長 そこはきちんと整理をしたいと思います。

○浅見委員 はい、ありがとうございました。

○田村委員長 ありがとうございます。

他はいかがでしょう。今度は大丈夫ですか。ではもしよろしければ、ちょっと脅迫めいたことを言って申し訳ないですが、(笑声) それでは御審議いただきまして、ありがとうございます。最後に今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 次回以降につきましては、本日御議論いただいた論点を踏まえまして、今考えているのは関係者からのヒアリングを挟んだ上で、年内に報告書の取りまとめを目標に御審議を進めていただければというふうに考えております。具体的な開催日程等につきましてはまた委員長とも御相談の上、追って調整の上、皆様に御連絡を差し上げたいと思います。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第6回意匠制度小委員会を閉会いたします。

本日は長時間御審議いただきまして、御協力をどうもありがとうございました。

閉 会